

語句の説明

イシサンゴ類 [p.8, 13]

造礁サンゴの大部分を占める種類。熱帯から温帯にかけて広く分布。

栄養塩 [p.2]

海水や陸水に含まれ、植物プランクトンや大型海藻類の栄養になる物質。硝酸塩・亜硝酸塩・アンモニウム塩・リン酸塩・ケイ酸塩など。栄養塩が過多になると、植物プランクトンなどの異常発生が起これ、生態系のバランスが崩れる。また、サンゴの成育に対しても、例えば過剰のリンはその骨格形成を阻害するなど直接的に悪影響を及ぼすことが指摘されている。

エコツーリズム [p.20]

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

SPSS [p.15]

底質中懸濁物質含有量（contents of Suspended Particles in Sea Sediment）の略称。海域の赤土汚染をモニタリングする簡便な手法として 1985（昭和 60）年に沖縄県衛生環境研究所で開発された。海底から土砂を採取し、容器内で懸濁させた時の透視度から懸濁物質（赤土など）の量を推測する。

NPO [p.6, 21, 23]

Non-Profit Organization（非営利団体）の略語で、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のことを指す。特定非営利活動促進法により法人格を得た団体を NPO 法人という。

沿岸生態系 [はじめに, p.5, 6, 8, 9, 12, 13, 14, 24, 25, 26]

陸に近い水域の生態系（生態系参照）。

オニヒトデ [p.3, 5, 12, 14, 23, 24]

ヒトデの一種。サンゴの天敵として知られ、その大発生はサンゴに被害をもたらす。

海中公園 [p.2, 4]

海中公園地区とその周辺 1km の海面の普通地域、海中景観を利用するための施設を総括したものの。

海中公園地区 [p.1, 2, 4, 7, 13, 15]

熱帯魚、サンゴ、海藻その他の生物や海底地形が特に優れている地域の海中景観を維持するための制度で、自然公園法に基づき、国立公園や国定公園の海域に指定されている。海中公園地区においては、動植物の採捕や海底の地形の変更などが規制される。

攪乱 [p.14]

生態系に対して、人為あるいは自然に加えられるストレスのこと。

化石漣痕 [p.1]

波や風の影響で水中の堆積物の表面に作られた凹凸が地層の成層面の上に残されたもの。

下層植生 [p.17, 18]

森林において、上木に対する下木（低木）、草本類からなる植物集団。

褐虫藻 [p.14]

造礁サンゴに共生する直径 10 ミクロンほどの単細胞の渦鞭毛藻（^{うずべんもうそう}2本の鞭毛を持つ単細胞藻類）で、光合成を行う。シャコガイなど他の動物にも共生する。サンゴの組織内では鞭毛を失い運動性を欠く。分裂によって増える。

間伐 [p.18]

樹木の生長に伴って混み合ってきた森林で、樹木の生育を促すために間引くための伐採。また、林床に太陽光線が届くようになり、下草が生育しやすい環境ができ、土壌の流出防止にもつながることから、土砂災害防止のためにも重要視される保育作業である。

高知県西南豪雨災害 [p.3, 5, 15, 16, 17, 27]

2001（平成 13）年 9 月 5 日～6 日にかけて、活発化した秋雨前線の活動により高知県西南部の土佐清水市、大月町付近のごく狭い範囲内に発生した集中的な豪雨。5 日からの降水量は、大月町で総雨量 577mm、24 時間雨量 520mm、時間最大雨量 110mm を観測するなど、記録的な大雨となった。この豪雨により、高知県西南部の各河川が氾濫し、5 市町村で浸水被害を受けた。なかでも土佐清水市の宗呂川の浸水被害が甚大であった。

砂防ダム [p.3]

小さな溪流などに設置される土砂災害防止のための設備（砂防設備）の 1 つ。いわゆる一般のダムとは異なり、土石流の防止に特化したものを指す。厳密には、高さが 7m 以上のものを砂防ダムといい、それ以下のものは砂防堰堤と呼ぶ。

山腹崩壊 [p.16, 17]

降雨や地震などによって山地で発生する山腹の自然斜面の崩壊で、地形的に凹型の箇所によく見られる。

COD [p.19]

Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）のことで、水中の有機物による汚濁の程度を表す指標。

シコロサンゴ [p.3, 4]

造礁サンゴ（造礁サンゴ参照）の代表といえるイシサンゴ（目）に属する種で、竜串では見残し湾に生息する当種の群落が県の天然記念物に指定されている。

植被率 [p.17]

植生状態を示す指標。地面に対して草木を垂直的に透視し、それらが被覆する面積を百分率で表したもの。

シルト [p.14]

粒径 0.005mm 以上 0.075mm 以下（JIS 法）の土のことを指す。

シロレイシガイダマシ類 [p.3, 5]

巻貝の一種。シロレイシダマシ類とも。サンゴの天敵として知られ、その大発生はサンゴに被害をもたらす。この巻貝の仲間にはシロレイシガイダマシやヒメシロレイシガイダマシ、クチベニレイシガイダマシなどがあるが、竜串では主にヒメシロレイシガイダマシが発生している。

生態系 [p.6, 8, 9, 26]

ある空間に生きている生物（有機物）と、生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が相互に関係し合って、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。

造礁サンゴ [はじめに, p.1, 8]

組織内に褐虫藻を共生させ、炭酸カルシウム骨格を形成して成長するサンゴ。褐虫藻は光合成によってサンゴの栄養となる有機物をつくる。

濁質 [p.14]

河川から海域に流れ込む、粘土やシルトなど濁りの原因となる物質。

窒素・リン [p.9, 15, 16, 17, 19]

窒素やリンが水中で多くなりすぎると植物プランクトンが異常増殖し、それらが海底に堆積することによって底質悪化、さらには水質悪化の原因となる。一般にサンゴはこれらが少ない環境を好む。

透明度 [p.14, 15, 23]

湖や海の水の透明の度合い。透明度板を水中に沈め、肉眼で見えなくなる時の深さで表す。

非サンゴ礁域 [p.13, 15]

サンゴ礁は形成されていないものの、造礁サンゴ群集が分布する海域。日本のサンゴ礁の北限は種子島で、それ以北は主に非サンゴ礁域となる。

被度 [p.4, 13]

サンゴなどの固着生物が基質を被覆する面積の割合。

ヒメシロレイシガイダマシ [p.14]

シロレイシガイダマシ類参照。

富栄養化 [p.15, 16]

窒素やリンの負荷が強まり、それらの濃度が上昇すること。

負荷 [p.2, 9, 12, 16, 19, 24]

環境負荷。人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法（平5法91）では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう」としている。

ミドリイシ [p.4]

造礁サンゴ（造礁サンゴ参照）の代表といえるイシサンゴ（目）に属する仲間で、*Acropora* 属の種を指す。竜串ではクシハダミドリイシなどが生息している。

モニタリング [p.12, 14, 22, 23, 24, 25, 26]

日常的・継続的な監視のこと。

有性生殖 [p.14]

卵と精子などの配偶子を用いて、子孫を生産すること。有性生殖によってできる個体は、新たな遺伝子組成になる。これに対して、サンゴの折れた枝などが落ちたところで群体を成長させることを「無性生殖」という。その場合の遺伝子組成は折れた元の群体と同じである。

竜串自然再生協議会委員名簿

(個人)

No.	氏名	所属等
1	伊福 誠	愛媛大学大学院理工学研究科教授
2	岩瀬 文人	(財)黒潮生物研究財団黒潮生物研究所長
3	内田 結臣	(株)串本海中公園センター名誉館長
4	大年 邦雄	高知大学農学部教授
5	大野 正夫	高知大学名誉教授
6	岡田 昌久	竜串観光振興会
7	岡田 充弘	現代版湯治場「海癒」の村づくり
8	神田 優	NPO法人黒潮実感センター長
9	倉松 明男	海遊館海洋生物研究所以布利センター長
10	下見 規心	土佐清水市在住
11	新保 輝幸	高知大学大学院黒潮圏海洋科学研究科准教授
12	瀬見 慎一郎	竜串観光振興会、ホテル南国
13	多賀谷 宏三	高知工業高等専門学校名誉教授
14	西田 実	土佐清水市在住
15	西本 敦司	竜串観光振興会
16	浜口 和也	竜串観光振興会、竜串ダイビングセンター
17	浜口 宏樹	竜串観光振興会
18	原 敏博	高知県地球温暖化防止活動推進員
19	三谷 正気	竜串観光振興会、シーサークル
20	峯本 幸治	峯本園芸
21	本山 美保	土佐清水市在住
22	森 祥一	土佐清水市在住
23	依光 良三	高知大学名誉教授

(敬称略)

(団体・法人)

No.	団体・法人名	役職	代表者名
1	斧積地区	区長	生原 忠
2	(財)黒潮生物研究財団黒潮生物研究所	所長	岩瀬 文人
3	(株)高知県観光開発公社	総支配人	近藤 信孝
4	高知はた農業協同組合三崎支所	支所長	弘畑 眞百合
5	下ノ段地区	区長	峯本 文男
6	たつくし海中観光(株)	代表取締役	浜口 安宏
7	(有)竜串観光汽船	代表取締役	竹葉 秀三
8	竜串観光事業協同組合	組合長	村中 和幸
9	竜串観光振興会	会長	浜口 安宏
10	竜串漁業振興会	会長	西本 一俊
11	竜串地区	区長	宮添 満
12	爪白地区	区長	谷村 典保
13	(社)土佐清水市観光協会	代表	山本 常好
14	土佐清水市観光ボランティア会	会長	宮崎 茂
15	土佐清水市漁業協同組合	代表理事組合長	和田 伊生
16	土佐清水市森林組合	組合長	山下 林栄
17	三崎浦地区	区長	浅尾 公厚

(敬称略)

(行政機関)

No.	機関名	役職	氏名
1	環境省 中国四国地方環境事務所	所長	池田 善一
2	農林水産省 中国四国農政局整備部地域整備課	課長	青木 克己
3	林野庁 四国森林管理局計画部計画課	課長	米田 雅人
4	林野庁 四国森林管理局四万十森林管理署	署長	堀尾 都志雄
5	林野庁 四国森林管理局四万十川森林環境保全ふれあいセンター	所長	秋山 雅弘
6	海上保安庁 土佐清水海上保安署	署長	佐伯 規雄
7	高知県 文化環境部循環型社会推進課	課長	西尾 健一
8	高知県 文化環境部自然共生課	課長	中尾 博志
9	高知県 農業振興部農業基盤課	課長	井上 泰志
10	高知県 森林部森づくり推進課	課長	西村 正
11	高知県 森林部治山林道課	課長	堀岡 満喜
12	高知県 海洋部水産振興課	課長	村上 幸二
13	高知県 土木部河川課	課長	長谷部 和英
14	高知県 土木部防災砂防課	課長	桜井 亘
15	高知県 土木部港湾課	課長	森部 慎之助
16	高知県 幡多土木事務所土佐清水事務所	事務所長	井上 隆志
17	幡多福祉保健所	環境課長	池野 宏彦
18	足摺海洋館	館長	坂本 代吉
19	高知県 政策企画部地域づくり支援課	地域支援企画員	曾根 司公
20	土佐清水市	市長	西村 伸一郎
21	土佐清水市 企画広報室	室長	横山 音英
22	土佐清水市 観光課	課長	山田 順行
23	土佐清水市 水産商工課	課長	木下 力男
24	土佐清水市 農林業振興課	課長	黒原 一寿
25	土佐清水市 環境課	課長	森田 健
26	土佐清水市 まちづくり対策課	課長	濱田 益夫
27	土佐清水市教育委員会 学校教育課	課長	酒井 紳三
28	土佐清水市教育委員会 生涯学習課	課長	橋本 清郎
29	竜串福祉センター	館長	飯谷 博進

(敬称略)

種別	委員数
個人	23
団体・法人	17
行政機関	29
計	69

※平成20年3月31日現在

竜串自然再生協議会設置要綱

(設置)

第1条 自然再生推進法（平成14年法律第148号（12月11日公布））第8条に規定する自然再生協議会を設置する。

(名称)

第2条 この自然再生協議会は、竜串自然再生協議会（以下、協議会と称する）という。

(対象区域)

第3条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、竜串湾及びその流域並びに宗呂川流域とする。

(目的)

第4条 対象区域における自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第5条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生の事業または活動の実施計画案の協議
- (3) 自然再生の事業または活動の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項

(委員)

第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 自然再生の事業または活動を実施しようとする者
 - (2) 地域住民、特定非営利活動法人等、自然環境に関する専門的知識を有する者、土地所有者等、その他（1）の者が実施しようとする自然再生の事業または活動に参加しようとする者
 - (3) 関係行政機関及び関係地方公共団体
- 2 委員の任期は、奇数年度の年度末までとする。
- 3 委員は公募によるものとし、再任は妨げない。

(新規加入)

第7条 新たに委員となろうとする者は、第14条に規定する運営事務局に委員となる意思表示を行い、第11条に規定する協議会の会議に出席した委員の合意を得て、委員となることができる。

(委員資格の喪失)

第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣言
- (3) 団体若しくは法人の解散
- (4) 解任

(辞任及び解任)

第9条 辞任しようとする者は、第14条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

- 2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合、第11条に規定する協議会の合意により委員を解任することができる。

(会長及び会長代理)

第10条 協議会に会長1名及び会長代理2名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 3 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

(協議会の会議)

第11条 協議会の会議は、会長が召集する。

- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 協議会は必要に応じ、第12条に規定する部会での検討状況の報告を求めることができる。

(部会)

第12条 協議会は、第16条に規定する細則の定めにより、部会を置くことができる。

- 2 協議会委員は、部会に所属することができる。
- 3 部会は、部会長及び部会長代理を各1名置き、部会委員の互選により定める。
- 4 部会長代理は、部会長を補佐し、必要に応じ部会長の職務を代理する。
- 5 部会は部会長の召集により開催される。
- 6 部会長は、部会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、部会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 7 部会は、協議概要を第11条に規定する協議会の会議に報告する。

(公開)

第13条 協議会の会議及び部会は、希少種の保護上または個人情報保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

- 2 協議会の会議及び部会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。
- 3 協議会の会議及び部会の資料は、ホームページ等で公開する。

4 協議会の会議及び部会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、ホームページ等で公開する。

(協議会運営事務局)

第14条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

2 運営事務局は、環境省中国四国地方環境事務所、高知県、土佐清水市で構成し、共同で運営する。

(運営事務局の所掌事務)

第15条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第11条に規定する協議会の会議の議事に関する事項
- (2) 第13条に規定する協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他協議会が付託する事項

(運営細則)

第16条 この要綱に規定することの他、協議会の運営に関して必要な事項は、第11条に規定する協議会の会議の合意を得て、会長が別に規定する。

(要綱改正)

第17条 この要綱は、第11条に規定する協議会の会議に出席した委員の合意を得たうえで、改正することができる。

附則

この要綱は、平成18年9月9日から施行する。



竜串自然再生全体構想

平成20年3月

■編集／竜串自然再生協議会 ■発行／環境省中国四国地方環境事務所

問合せ先

竜串自然再生協議会運営事務局

■環境省中国四国地方環境事務所

TEL:086-223-1586 FAX:086-224-2081

■高知県文化環境部環境共生課

TEL:088-823-9611 FAX:088-823-9283

■土佐清水市観光課

TEL:0880-82-1111 FAX:0880-82-3535

竜串の自然再生に関する情報はホームページでご覧になれます。

<http://www.tatsukushi-saisei.com/>